

○厚生労働省令第十一号

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）の施行に伴い、並びに関係法律及び関係政令の規定に基づき、介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成二十四年一月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の十三」を「第三十四条の二十一」に、「第四百四十条の六十二の二」を「第四百六十五条の六」に改める。

第五条中「第十七条の五」を「第十七条の二及び第十七条の五」に改める。

第九条の二第一項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十七条の二（見出しを含む）中「第八条第十五項」を「第八条第十六項」に改め、同条を第十七条の二の四とし、第十七条の次に次の三条を加える。

（法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話）

第十七条の二 法第八条第十五項第一号及び第二号の厚生労働省令で定める日常生活上の世話は、入浴、排せつ、食事等の介護、これらに付随して行われる調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話とする。

（法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者）

第十七条の二の二 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める者は、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士とする。

（法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準）

第十七条の二の三 法第八条第十五項第一号の厚生労働省令で定める基準は、病状が安定期にあり、居宅において看護師又は前条に規定する者が行う療養上の世話又は必要な診療の補助を要することとする。

第十七条の三（見出しを含む）中「第八条第十六項」を「第八条第十七項」に改める。

第十七条の四（見出しを含む）及び第十七条の五（見出しを含む）中「第八条第十七項」を「第八条第十八項」に改める。

第十七条の六から第十七条の八までの規定（見出しを含む）中「第八条第十九項」を「第八条第二十項」に改める。

第十七条の九（見出しを含む）中「第八条第二十項」を「第八条第二十一項」に改める。

第十八条（見出しを含む）中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第十九条（見出しを含む）中「第八条第二十三項」を「第八条第二十五項」に改める。

第二十条（見出しを含む）中「第八条第二十五項」を「第八条第二十七項」に改める。

第三十四条の三中「事務所」を「同条第一項に規定する市町村事務受託事務所（以下「市町村事務受託事務所」という。）」に改める。

第三十四条の四第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第三号中「受託事務」を「市町村事務（令第十一条の二第一項に規定する市町村事務をいう。以下同じ。）」に改め、同項第四号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第六号及び第七号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第九号中「受託事務（令第十一条の二第二項に規定する受託事務をいう。以下同じ。）」を「市町村事務」に改め、同項第十号及び第十一号中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同項第十二号中「書面」の下に「（次条において「誓約書」という。）」を加える。

第三十四条の五第一項中「第一号」を削り、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第二項中「受託事務」を「市町村事務」に改め、「第百三十三条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十四条の六の見出しを「市町村事務の委託の公示等」に改め、同条第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務」を「委託する市町村事務」に改め、同条第二項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務」を「委託している市町村事務」に改める。

第三十四条の八中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改める。

第三十四条の九中「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、「受託事務」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十二第一項及び第三十四条の十三第二項中「受託事務」を「市町村事務」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(指定都道府県事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「質問等事務」という。)については、次のとおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
二 法人の役員又は職員が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことにより質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 令第十一條の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人(以下「都道府県事務受託法人」という。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所(以下「都道府県事務受託事務所」という。)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 当該申請に係る都道府県事務(令第十一條の二第二項第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。)の種類

四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日
五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

六 都道府県事務受託事務所の平面図
七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等(法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。)を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十一 令第十一條の七第二項各号に該当しないことを誓約する書面(次条において「誓約書」という。)

十二 役員等の氏名、生年月日及び住所
十三 その他指定に関し必要と認める事項

(指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る。)から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第百三十三条第二項及び第三項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(都道府県事務の委託の公示等)

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日
四 委託する都道府県事務の内容

2 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地
二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日
四 委託している都道府県事務の内容

(管理)

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。
2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。
一 実施した都道府県事務の内容等の記録
二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第三十五條第四項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。

第六十五條の三中「第一号及び第二号」を「第二号及び第三号」に改める。

第六十五條の五中「第六十三條第一項」を「第六十三條」に、「第四十二條の二第二項第一号又は第二号」を「第四十二條の二第二項各号」に改める。

第百十三條の三十七第二項中「第三十五條の九第一項第三号イ」を「第三十五條の十五第一項第三号イ」に改める。

第百十三條の三十八第二項中「第三十五條の十第一項第二号イ」を「第三十五條の十六第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十第一項第二号ロ」を「第三十五條の十六第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十第一項第二号ハ」を「第三十五條の十六第一項第二号ハ」に改める。

第百十四條第一項第十二号中「第一号から第三号まで、第五号から第七号まで、第九号又は第十号」を「各号」に、「第二号から第十一号まで」を「第六号の二、第六号の三、第十号の二及び第十一号を除く。」に改める。

第百二十六條の四の次に次の一条を加える。
(法第七十條第三項の厚生労働省令で定める基準)
第百二十六條の四の二 法第七十條第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

ただし、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第百二十六條の五中「第七十條第四項」を「第七十條第五項」に改める。
第百二十六條の六(見出しを含む)中「第七十條第五項」を「第七十條第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第七十條の三第一項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。
第百二十六條の七(見出しを含む)中「第七十條第五項」を「第七十條第六項」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項(第三号を除く)の規定は、法第七十條の三第一項の指定の変更の申請があつた場合について準用する。
第百二十六條の七の次に次の四條を加える。

(法第七十條第七項の厚生労働省令で定める居宅サービス)
第百二十六條の八 法第七十條第七項の厚生労働省令で定める居宅サービスは、訪問介護及び通所介護とする。

(法第七十條第七項の規定による協議の求めの方法)
第百二十六條の九 市町村長は、法第七十條第七項の規定による協議を求めるときは、当該協議の対象となる居宅サービス(前条に規定するものに限る)の種類、当該協議の対象となる区域その他当該協議を行うために必要な事項を都道府県知事に伝達しなければならない。

(法第七十條第八項の厚生労働省令で定める基準)
第百二十六條の十 法第七十條第八項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。
一 第百二十六條の八の居宅サービスを受けている者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、配慮すること。
二 必要に応じて、法第七十條第一項の申請を行う者から意見を聴取すること。

(指定特定施設入居者生活介護の利用定員の増加の申請)
第百二十六條の十一 法第七十條の三第一項の規定に基づき特定施設入居者生活介護に係る法第四十一條第一項本文の指定の変更を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該変更に係る事業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 事業所の名称及び所在地
二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
三 建物の構造概要及び平面図(各室の用途を明示するものとする)並びに設備の概要
四 利用者の推定数(要介護者及び要支援者のそれぞれに係る推定数を明示するものとする)。
五 利用者の定員

六 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
七 指定居宅サービス等基準第九十二條の二に規定する受託居宅サービス事業者が事業を行う事業所の名称及び所在地並びに当該事業者の名称及び所在地

八 指定居宅サービス等基準第九十一條第一項に規定する協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約の内容(同条第一項に規定する協力歯科医療機関があるときは、その名称及び当該協力歯科医療機関との契約の内容を含む)。

第百三十一條の三第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の三第一項第十二号中「第三十五條の五」を「第三十五條の六」に改める。
第百三十一條の四第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の五第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の六第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の七第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の八第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の九第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の十第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の十一第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第百三十一條の十二第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、同条第九項の規定により同条第四項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者については、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第三百三十一條の十中「第七十八條の二第四項第六号」の下に「(法第七十八條の十四第三項において同号を準用する場合を含む。)」を加え、同條の次に次の一條を加える。

(法第七十八條の二第五項の厚生労働省令で定める基準)

第三百三十一條の十の二 法第七十八條の二第五項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第三百三十一條の十一中「第七十八條の二第五項第二号の二」を「第七十八條の二第六項第一号の二」に改める。

第三百三十一條の十二中「第七十八條の二第四項」を「第七十八條の二第五項」に改め、「基準のうち」の下に「、同條第三項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加える。

第四章第三節中第三百三十一條の十四の次に次の一條を加える。

(法第七十八條の十四第二項の厚生労働省令で定める基準)

第三百三十一條の十五 法第七十八條の十四第二項の厚生労働省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 市町村長は、選挙基準を公表するとともに、当該基準に基づいて選挙をし、指定地域密着型サービス事業者を決定すること。

二 市町村長は、公募を行う旨を公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他適切な方法により周知すること。

三 市町村長は、応募の受付期間を十分に確保すること。

四 市町村長は、選挙の結果、指定地域密着型サービス事業者を決定しなかつたときは、当該選挙後一定期間内に再度公募を行うこと。

第三百三十二條の二第二項中「場合」の下に「及び同項第八号の二の厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」が相当であると認められる場合」を加える。

第三百三十三條第一項中「前条」を「第三百三十二條」に改める。

第三百三十四條の二の見出し中「場合」の下に「等」を加え、同條に次の一項を加える。

2 前項の規定は、法第八十六條第二項第七号の二の厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」が相当であると認められる場合について準用する。

第四百四條の三第一項第十二号中「第三十五條の六」を「第三十五條の十一」に改める。

第四百四條の十七の次に次の一條を加える。

(法第百十五條の二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第四百四條の十七の二 法第百十五條の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。ただし、病院等により行われる介護予防居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション若しくは介護予防短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、この限りでない。

第四百四條の二十四第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令第三十五條の十二において読み替えられた法第百十五條の十二第七項において準用する法第七十八條の二第九項の規定により法第百十五條の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第四百四條の二十四第一項第十二号中「第三十五條の七」を「第三十五條の十三」に改める。
第四百四條の二十五第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令第三十五條の十二において読み替えられた法第百十五條の十二第七項において準用する法第七十八條の二第九項の規定により法第百十五條の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第四百四條の二十六第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、令第三十五條の十二において読み替えられた法第百十五條の十二第七項において準用する法第七十八條の二第九項の規定により法第百十五條の十二第二項第四号の規定が適用されない場合であつて、他の市町村の長から指定を受けようとする者について、第四号から第十三号までに掲げる事項の記載を要しないと当該他の市町村の長が認めるときは、当該事項の記載を要しない。

第四百四條の二十七の次に次の一條を加える。

(法第百十五條の二第三項の厚生労働省令で定める基準)

第四百四條の二十七の二 法第百十五條の二第三項の厚生労働省令で定める基準は、法人であることとする。

第四百四條の二十九中「第百十五條の十四第四項」を「第百十五條の十四第五項」に改め、「基準のうち」の下に「、同條第三項第一号から第四号までに掲げる事項については」を加える。

第四百四條の三十二第二項第十四号中「第三十五條の八」を「第三十五條の十四」に改め、同條第二項中「第百十五條の四十五第三項」を「第百十五條の四十六第三項」に改める。

第四百四條の三十三第二項中「場合」の下に「及び同項第八号の二の厚生労働省令で定める同号に規定する指定の取消しに該当しないこととする」が相当であると認められる場合」を加える。

第四百四條の四十四第一項第一号を次のように改める。

一 第百四十五條の四十八第一号の計画の基準日前の一年間において、提供を行った介護サービス(法第百十五條の三十五第一項に規定する介護サービスをいう。以下同じ。)に係る居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費、居宅介護福祉用具購入費、居宅介護サービス計画費、施設介護サービス費、介護予防サービス費、地域密着型介護予防サービス費又は介護予防福祉用具購入費の支給の対象となるサービスの対価として支払いを受けた金額が百万円以下であるものとする。この場合、

第四百四條の四十六及び第四百四條の四十七を次のように改める。

(法第百十五條の三十五第二項の規定による公表の方法)

第四百四條の四十六 都道府県知事は、法第百十五條の三十五第一項の規定による報告を受けた後、当該報告の内容を公表するものとする。ただし、都道府県知事は、当該報告を受けた後に同條第三項の調査を行ったときは、当該調査の結果を公表することをもつて、当該報告の内容を公表したものとすることができる。

(法第百十五條の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第四百四條の四十七 法第百十五條の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報(同條第一項に規定する介護サービス情報をいう。以下同じ。)は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

第四百四條の五十一各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

第四百四條の五十三中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四百四十条の五十七中「第三十五条の十第一項第二号イ」を「第三十五条の十六第一項第二号イ」に、「第三十五条の十第一項第二号ロ」を「第三十五条の十六第一項第二号ロ」に、「第三十五条の十第一項第二号ハ」を「第三十五条の十六第一項第二号ハ」に改める。

第四百四十条の五十九中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四章第十節中第四百四十条の六十二の次に次の一条を加える。

(法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第四百四十条の六十二の二 法第百十五条の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

第四百四十条の六十三中「第百十五条の四十四第四項」を「第百十五条の四十五第五項」に改める。第四百四十条の六十四の見出し中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同条第二号中「第百十五条の四十四第二項各号」を「第百十五条の四十五第三項各号」に改め、同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 法第百十五条の四十五第二項第三号に掲げる事業

第四百四十条の六十五第一項各号列記以外の部分中「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改め、同項第一号中「第百十五条の四十五第一項」を「第百十五条の四十六第一項」に改め、同項第二号中「第百十五条の四十六第一項」を「第百十五条の四十七第一項」に、「第百十五条の四十五第三項」を「第百十五条の四十六第三項」に改める。

第四百四十条の六十六(見出しを含む。中「第百十五条の四十五第四項」を「第百十五条の四十六第四項」に改める。

第四百四十条の六十七(見出しを含む。中「第百十五条の四十六第一項」を「第百十五条の四十七第一項」に改める。

第四百四十三条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「二百万円」を「百九十九万円」に改める。

第百六十五条の三中「第百三十三条の四第一項」を「第百三十三条の五第一項」に、「第百三十三条の二第一項」を「第百三十三条の三第一項」に改める。

第九章中第百六十五条の四の次に次の二条を加える。

(大都市の特例)

第百六十五条の五 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四号から第百二十五号まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六号、第百三十七号、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十一条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「指定都市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

(中核市の特例)

第百六十五条の六 令第五十一条の三第二項の規定により地方自治法第百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七条の六第三号、第百十四号から第百二十五号まで、第百二十六条の三第四項第二号、第百二十六条の十一、第百三十条、第百三十一条、第百三十二条、第百三十三条、第百三十四条、第百三十五条、第百三十六号、第百三十七号、第百四十条の三から第百四十条の十四まで、第百四十一条の二十一及び第百四十条の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第百四十条の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第二の見出し中「第百四十条の四十五第一項第百四十条の四十七」を「第百四十条の四十五、第百四十条の四十七」に改める。

第百二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務委託法人の職員(第二十四条第一項の規定による職員)を加える。

第百二十四条の三第一項の規定による職員を「若しくは第二十四条の三第一項の規定により委託を受けた指定都道府県事務委託法人の職員の第二十四条第二項の規定による職員」を加える。

「(特別介護予防サービス費の支給)

- 1 第五十四条(省略)
- 2 市町村民長は、特別介護予防サービス費の支給に必要があるとき
- 3 第二十四条の規定は前項の規定による質問又は検査について
- 4 第二十四条の規定は前項の規定による質問又は検査について

認めるときは、当該支給に係る介護予防サービス若しくはこれに相当するサービスを担当する者若しくは、同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

若しくは担当した者(以下この項において「介護予防サービス等を担当する者等」という。)に対し、

報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に

対して質問させ、若しくは当該介護予防サービス等を担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち

- 1 「(特別介護予防サービス費の支給)
- 2 第五十四条(省略)
- 3 市町村民長は、特別介護予防サービス費の支給に必要があるとき
- 4 第二十四条の規定は前項の規定による質問又は検査について
- 5 第二十四条の規定は前項の規定による質問又は検査について

は、特別介護予防サービス費の支給に必要があるときは、当該支給に係る介護予防第三項の規定は前項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は前項の規定による

サービスマン若しくはこれに相当するサービスマンを担当する者若しくは担当した者（以下この項において「サービスマン」として準用する。）

「介護予防サービスマンを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該介護予防

サービスマンを担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他

の物件を検査させることができる。」

「第五十四条第四項」及び「第七十八条の六第一項」及び「第七十八条の七第一項」及び「第一百五十五条の六第一項、第一百五十五条の十五第一項又は第一百五十五条の二十四第一項」及び「第一百五十五条の七第一項、第一百五十五条の十七第一項、第一百五十五条の二十七第一項又は第一百五十五条の三十三第一項」

- 「（特別居宅介護サービスマンの支給）
- 第四十二条（省略）
- 2 市町村長は、特別居宅介護サービスマンの支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービスマン若しくはこれに相当するサービスマンを担当する者若しくは
- 3 同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

めるときは、当該支給に係る居宅サービスマン若しくはこれに相当するサービスマンを担当する者若しくは

担当した者（以下この項において「居宅サービスマンを担当する者等」という。）に対し、報告若しくは

帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、若しくは出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問

させ、若しくは当該居宅サービスマンを担当する者等の当該支給に係る事業所に立ち入り、その設備

「（特別居宅介護サービスマンの支給）

第四十二条（省略）

2 市町村長は、特別居宅介護サービスマンの支給に関して必要があると認めるときは、当該支給に係る居宅サービスマン若しくはこれに相当するサービスマンを担当する者若しくはこれに相当した者（以下この項において「サービスマン」として準用する。）

3 同条第四項の規定は前項の規定による権限について準用する。

支給)

若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。」

「第五十四条第四項」及び「第七十八条の六第一項」及び「第七十八条の七第一項」及び「第一百五十五条の六第一項、第一百五十五条の十五第一項又は第一百五十五条の二十四第一項」及び「第一百五十五条の七第一項、第一百五十五条の十七第一項、第一百五十五条の二十七第一項又は第一百五十五条の三十三第一項」

求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該居宅サービスマンを担当する者等の当

該支給に係る事業所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができ

る。」

「第一百五十五条の三十四第一項」及び「第一百五十五条の三十四第二項」及び「第一百五十五条の三十六第三項」及び「第一百五十五条の四十二第三項」

「第四十二条第三項」及び「第四十二条第四項」及び「第五十四条第三項」及び「第五十四条第四項」

「（法第百条・第一百五十五条の三十三関係）」及び「（法第百条・第一百五十五条の三十三関係）」及び「（法第百条・第一百五十五条の三十三関係）」

「第一百五十五条の三十三第一項」及び「第一百五十五条の三十三第二項」及び「第一百五十五条の三十三第三項」

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）
第二条 介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

第一条の二中「第百十五條の四十五」を「第百十五條の四十五」に改める。
第四条の見出し中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に改め、同条中「平成二十一年度から平成二十三年度まで」を「平成二十四年度から平成二十六年度まで」に、「一万分の四」を「十万分の三十七」に改める。

第七条の見出し中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条各号列記以外の部分中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条第一号中「介護予防事業」を「介護予防等事業」に、「介護予防等事業費額」を「介護予防等事業費額」に改め、同条第二号中「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第九条中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

第十条の見出し中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改め、同条中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に、「介護予防事業費額」を「介護予防等事業費額」に改める。

第十一条、第十二条第二項の表及び第十三条の第二号中「介護予防事業医療保険納付対象額」を「介護予防等事業医療保険納付対象額」に改める。

（老人福祉法施行規則の一部改正）
第三条 老人福祉法施行規則（昭和三十八年厚生省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の六の次に次の一条を加える。

（法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分）

第一条の六の二 法第十条の四第一項第一号及び第六号の厚生労働省令で定める部分は、介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第十七条の二に規定する日常生活上の世話に係る部分とする。

第一条の十二の見出し中「第十四條の四」を「第十四條の四第二項」に改め、同条中「第十四條の四」を「第十四條の四第二項」に、「費用をいう。ただし」を「費用」に改め、「除く」の下に「とする。」を加える。

第一条の十三中「第十四條の四」を「第十四條の四第二項」に、「同条」を「同項」に改め、「前払金」の下に「（次条において「前払金」という。）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（家賃等の前払金の返還方法）
第一条の十三の二 法第十四條の四第三項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二 入居者の入居後、前払金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第十四條の四第三項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第十四條の四第二項の家賃その他第一条の十二に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、前払金の額から控除する方法
第二十条の四を次のように改める。

第二十条の五第八号中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

八の二 法第二十九條第七項に規定する保全措置を講じたことを証する書類
第二十条の九の見出し中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に改め、同条中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に、「費用をいう。ただし」を「費用」に改め、「除く」の下に「とする。」を加える。

第二十条の十中「第二十九條第六項」を「第二十九條第七項」に改める。

第二十一条を次のように改める。

（家賃等の前払金の返還方法）
第二十一条 法第二十九條第八項の厚生労働省令で定める一定の期間は、次に掲げるものとする。

一 入居者の入居後、三月が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合にあつては、三月

二 入居者の入居後、一時金の算定の基礎として想定した入居者が入居する期間が経過するまでの間に契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した場合（前号の場合を除く。）にあつては、当該期間

2 法第二十九條第八項の厚生労働省令で定める方法は、次に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合にあつては、法第二十九條第七項の家賃その他第二十条の九に規定する費用（次号において「家賃等」という。）の月額を三十で除した額に、入居の日から起算して契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日までの日数を乗ずる方法

二 前項第二号に掲げる場合にあつては、契約が解除され、又は入居者の死亡により終了した日以降の期間につき日割計算により算出した家賃等の金額を、一時金の額から控除する方法
第二十一条の二中「同條第七項」を「同條第九項」に改める。

別記様式第二裏面中「第二十九條第六項及び第八項」を「第二十九條第九項及び第十項」に改める。
別記様式第二の二裏面中「6」を「9」に、「7」を「10」に改める。

別記様式第一の三裏面中「第三十一條の四」を「第三十一條の五」に、「とあるのは「前項」と、」を「とあり、及び同條第四項中」に、「第一項」を「第三十一條の五第一項」に改める。
別記様式第三を削る。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）
第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「中核市」という。）にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。」を加える。

第三十六条第五項中「第百七十六條第一項第二号」を「第百七十六條第一項第三号」に改める。

第九十八条第四号中「第八條第十六項」を「第五條の二」に改める。
第二百二十四條第二項中「都道府県知事」の下に「指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。」を加える。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正)

第五条 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改め、同条第四項中「第一百五十一条の四十五第一項」を「第一百五十一条の四十六第一項」に改める。

第二十六条第六項中「第七百七十六条第一項第二号」を「第七百七十六条第一項第三号」に改める。(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正

第六条 指定介護老人福祉施設(指定介護老人福祉施設)の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。」を加える。

第三条第一項第一号イに次のただし書を加える。
ただし、入所者への指定介護福祉施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第七十三条第三項中「第八条第二十一項」を「第八条第二十三項」に改める。

第三十三条第五項中「第七百七十六条第一項第二号」を「第七百七十六条第一項第三号」に改める。(介護老人保健施設)の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正

第七条 介護老人保健施設(介護老人保健施設)の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。」を加える。

第四条第二項中「都道府県知事」の下に「(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)」を加える。

第八条第三項中「第八号第二十一項」を「第八号第二十三項」に改める。

第三十四条第五項中「第七百七十六条第一項第二号」を「第七百七十六条第一項第三号」に改める。(特別養護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準の一部改正

第八条 特別養護老人ホーム(特別養護老人ホーム)の設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

第十一条第四項第一号イに次のただし書を加える。
ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

第十三条第一項及び第五項中「第八号第二十一項」を「第八号第二十三項」に改める。

第五十五条第四項第一号イに次のただし書を加える。
ただし、入所者へのサービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第九条 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第一号又は第二号」を「各号」に改める。

第三十七条第五項中「第七百七十六条第一項第二号」を「第七百七十六条第一項第三号」に改める。

第四十一条中「第八号第十六項」を「第五号の二」に改める。

第六十八条中「第八号第二十一項」を「第八号第二十三項」に改める。

第八十五条第一項中「第一百五十一条の四十五第一項」を「第一百五十一条の四十六第一項」に改める。

第八十九条中「第八号第十八項」を「第八号第十九項」に改める。

第九十条第一項中「第八号第十九項」を「第八号第二十項」に改める。

第九十二条第一項第一号イに次のただし書を加える。
ただし、入所者への指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第十条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))にあつては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。」を加える。

第三十四条第五項中「第七百七十六条第一項第二号」を「第七百七十六条第一項第三号」に改める。

第九十二条第二項中「都道府県知事」の下に「(指定都市及び中核市にあつては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。)」を加える。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第十一条 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第四項中「第一百五十一条の四十五第一項」を「第一百五十一条の四十六第一項」に改める。

第二十五条第六項中「第七百七十六条第一項第二号」を「第七百七十六条第一項第三号」に改める。

第三十一条第六号中「第一百五十一条の四十四」を「第一百五十一条の四十五」に改める。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正)

第二十條 健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部を次のように改正する。

目次中「第三十四条の十三」を「第三十四条の二十一」に、「第四百四十条の六十二の二」に、「第六百六十五条の四」を「第六百六十五条の六」に改める。

第三十四条の三中「事務所」を「同条第一項に規定する市町村事務受託事務所(以下「市町村事務受託事務所」という。)」に改める。

第三十四条の四第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第三号中受託事務所を「市町村事務(令第十一号)に規定する市町村事務をいう。以下同じ。』に改め、同項第四号中「受託事務所」を「市町村事務」に改め、同項第六号及び第七号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第九号中「受託事務所(令第十一号)に規定する受託事務所をいう。以下同じ。』を「市町村事務」に改め、同項第十号及び第十一号中「受託事務所」を「市町村事務」に改め、同項第十二号中「書面」の下に「次条において「誓約書」という。』を加える。

第三十四条の五第一項中「第一号」を削り、「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同条第二項中「受託事務所」を「市町村事務」に改め、「第六百三十三条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第三十四条の六の見出しを(市町村事務の委託の公示等)に改め、同条第一項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務所」を「委託する市町村事務」に改め、同条第二項第一号中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改め、同項第四号中「委託事務所」を「委託している市町村事務」に改める。

第三十四条の八中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に改める。

第三十四条の九中「受託事務所」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十中「事務所」を「市町村事務受託事務所」に、「受託事務所」を「市町村事務」に改める。

第三十四条の十二第一項及び第三十四条の十三第一項中「受託事務所」を「市町村事務」に改め、同条の次に次の八条を加える。

(指定都道府県事務受託法人の指定の要件)

第三十四条の十四 法第二十四条の三第一項の厚生労働省令で定める要件は、同項第一号に規定する事務(以下「質問等事務」という。)については、次のとおりとする。

一 質問等事務を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

二 法人の役員又は職員構成が、質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

三 質問等事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによつて質問等事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

四 前三号に定めるもののほか、質問等事務を行うにつき十分な適格性を有するものであること。

(指定都道府県事務受託法人に係る指定の申請等)

第三十四条の十五 令第十一号の七第一項の規定に基づき法第二十四条の三第一項に規定する指定都道府県事務受託法人(以下「都道府県事務受託法人」という。)の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該指定に係る同項に規定する都道府県事務受託事務所(以下「都道府県事務受託事務所」という。)の所在地の都道府県知事に提出しなければならない。

一 当該指定に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名

三 当該申請に係る都道府県事務(令第十一号の二第二項第七号に規定する都道府県事務をいう。以下同じ。)の種類

四 当該申請に係る都道府県事務の開始の予定年月日

五 申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書等

六 都道府県事務受託事務所の平面図

七 都道府県事務受託事務所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴

八 都道府県事務に係る居宅サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等(法第二十四条第一項に規定する介護給付等をいう。以下同じ。)を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

九 当該申請に係る都道府県事務に係る職員の勤務の体制及び勤務形態

十 当該申請に係る都道府県事務に係る資産の状況

十一 令第十一号の七第三項各号に該当しないことを誓約する書面(次条において「誓約書」という。)

十二 役員(の氏名、生年月日及び住所)

十三 その他指定に関し必要と認める事項

(指定都道府県事務受託法人の名称等の変更の届出等)

第三十四条の十六 指定都道府県事務受託法人は、前条第一項第二号、第五号(当該指定に係る事務に関するものに限る。)から第七号まで及び第十二号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該指定都道府県事務受託法人の都道府県事務受託事務所の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。この場合において、管理者及び役員の変更に伴うものは、誓約書を添付して行うものとする。

2 都道府県事務の廃止、休止又は再開については、第三百三十三条第二項及び第三項(第三号を除く。)の規定を準用する。

(都道府県事務の委託の公示等)

第三十四条の十七 都道府県は、法第二十四条の三第四項の規定により公示するときは、次に掲げる事項について行うものとする。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託する指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託開始の予定年月日

四 委託する都道府県事務の内容

2 都道府県は、法第二十四条の三第一項の委託を終了するときは、次に掲げる項目を公示しなければならない。

一 当該委託に係る都道府県事務受託事務所の名称及び所在地

二 委託している指定都道府県事務受託法人の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名

三 委託終了の年月日

四 委託している都道府県事務の内容

第三十四条の十八 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務受託事務所ごとに管理者を置かなければならない。

第三十四条の十九 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務を行う場合においては、当該職員に身分を証する書類を携行させ、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(苦情処理)

第三十四条の二十 指定都道府県事務受託法人は、自ら実施した都道府県事務に対する居室サービス等を行った者若しくはこれを使用する者又は介護給付等を受けた被保険者、被保険者であった者若しくはその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならぬ。

2 指定都道府県事務受託法人は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならぬ。

(記録の整備)

第三十四条の二十一 指定都道府県事務受託法人は、職員及び会計に関する諸記録を整備しておくなければならない。

2 指定都道府県事務受託法人は、都道府県事務の実施に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

一 実施した都道府県事務の内容等の記録

二 前条第二項に規定する苦情の内容等の記録

第三十五条第四項中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改める。

第六十五条の五中「第六十三條第一項」を「第六十三條」に改める。

第百十三條の三十七第二項中「第三十五條の九第一項第三号イ」を「第三十五條の十第一項第三号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の九第一項第三号ロ」を「第三十五條の十第一項第三号ロ」に改める。

第百十三條の三十八第二項中「第三十五條の十第一項第二号イ」を「第三十五條の十一第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十第一項第二号ロ」を「第三十五條の十一第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十第一項第二号ハ」を「第三十五條の十一第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の三十九第二項中「第三十五條の十一第一項第二号イ」を「第三十五條の十二第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十一第一項第二号ロ」を「第三十五條の十二第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十一第一項第二号ハ」を「第三十五條の十二第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十第二項中「第三十五條の十二第一項第二号イ」を「第三十五條の十三第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十二第一項第二号ロ」を「第三十五條の十三第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十二第一項第二号ハ」を「第三十五條の十三第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十一第二項中「第三十五條の十三第一項第二号イ」を「第三十五條の十四第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十三第一項第二号ロ」を「第三十五條の十四第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十三第一項第二号ハ」を「第三十五條の十四第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十二第二項中「第三十五條の十四第一項第二号イ」を「第三十五條の十五第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十四第一項第二号ロ」を「第三十五條の十五第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十四第一項第二号ハ」を「第三十五條の十五第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十三第二項中「第三十五條の十五第一項第二号イ」を「第三十五條の十六第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十五第一項第二号ロ」を「第三十五條の十六第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十五第一項第二号ハ」を「第三十五條の十六第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十四第二項中「第三十五條の十六第一項第二号イ」を「第三十五條の十七第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十六第一項第二号ロ」を「第三十五條の十七第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十六第一項第二号ハ」を「第三十五條の十七第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十五第二項中「第三十五條の十七第一項第二号イ」を「第三十五條の十八第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十七第一項第二号ロ」を「第三十五條の十八第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十七第一項第二号ハ」を「第三十五條の十八第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十六第二項中「第三十五條の十八第一項第二号イ」を「第三十五條の十九第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十八第一項第二号ロ」を「第三十五條の十九第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十八第一項第二号ハ」を「第三十五條の十九第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十七第二項中「第三十五條の十九第一項第二号イ」を「第三十五條の二十第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の十九第一項第二号ロ」を「第三十五條の二十第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の十九第一項第二号ハ」を「第三十五條の二十第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十八第二項中「第三十五條の二十第一項第二号イ」を「第三十五條の二十一第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の二十第一項第二号ロ」を「第三十五條の二十一第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の二十第一項第二号ハ」を「第三十五條の二十一第一項第二号ハ」に改める。

第百十三條の四十九第二項中「第三十五條の二十一第一項第二号イ」を「第三十五條の二十二第一項第二号イ」に改め、同条第三項中「第三十五條の二十一第一項第二号ロ」を「第三十五條の二十二第一項第二号ロ」に改め、同条第四項中「第三十五條の二十一第一項第二号ハ」を「第三十五條の二十二第一項第二号ハ」に改める。

(法第百十五條の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報)

第百四十條の四十七 法第百十五條の三十五第三項の厚生労働省令で定める介護サービス情報(同条第一項に規定する介護サービス情報)をいう。以下同じ。は、別表第一及び別表第二に掲げる項目に関する情報とする。

第百四十條の五十一各号列記以外の部分に次のただし書を加える。
ただし、適正な調査の実施に支障がないと認めるときは、これに代えて、都道府県知事が定める方法によることができる。

第百四十條の五十三中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第百四十條の五十七中「第三十五條の十第一項第二号イ」を「第三十五條の十一第一項第二号イ」に、「第三十五條の十第一項第二号ロ」を「第三十五條の十一第一項第二号ロ」に、「第三十五條の十第一項第二号ハ」を「第三十五條の十一第一項第二号ハ」に改める。

第百四十條の五十九中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第四章第十節第百四十條の六十二の次に次の一条を加える。
(法第百十五條の四十四の厚生労働省令で定める情報)

第百四十條の六十二の二 法第百十五條の四十四の厚生労働省令で定める情報は、介護サービスの質及び介護サービスに従事する従業者に関する情報(介護サービス情報に該当するものを除く。)として都道府県知事が定めるものとする。

第百四十條の六十三中「第百十五條の四十四第四項」を「第百十五條の四十五第四項」に改める。

第百四十條の六十四の見出し中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改め、同条各号列記以外の部分中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改め、同条第一号中「第百十五條の四十四第一項」を「第百十五條の四十五第一項」に改め、同条第二号中「第百十五條の四十四第二項各号」を「第百十五條の四十五第二項各号」に改め、同条第三号中「第百十五條の四十四第三項」を「第百十五條の四十五第三項」に改める。

第百四十條の六十五第一項各号列記以外の部分中「第百十五條の四十五第三項」を「第百十五條の四十六第三項」に改め、同項第一号中「第百十五條の四十五第一項」を「第百十五條の四十六第一項」に改め、同項第二号中「第百十五條の四十六第一項」を「第百十五條の四十七第一項」に改め、同項第三号中「第百十五條の四十六第三項」を「第百十五條の四十七第三項」に改める。

第百四十條の六十六(見出しを含む)中「第百十五條の四十五第四項」を「第百十五條の四十六第四項」に改める。

第百四十條の六十七(見出しを含む)中「第百十五條の四十六第一項」を「第百十五條の四十七第一項」に改める。

第百六十五條の三十三中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の三十四中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の三十五中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の三十六中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の三十七中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の三十八中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の三十九中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の四十中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

第百六十五條の四十一中「第百三十三條の四第一項」を「第百三十三條の五第一項」に改める。

(中核市の特例)

第六十五條の六 令第五十一條の三第二項の規定により地方自治法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)が介護保険に関する事務を処理する場合においては、第十七條の六第三号、第十四條から第二十五條まで、第二百六條の三第四項第二号、第三百七條、第三百一十一條、第三百二十二條、第三百三十三條、第三百三十四條、第三百三十五條、第三百三十六條、第三百三十七條、第三百三十八條、第三百三十九條、第四百十條、第四百十條の三から第四百十條の十四まで、第四百十條の二十一及び第四百十條の二十二中「都道府県知事」とあるのは「中核市の市長」と、第四百十條の四十二中「指定を」とあるのは「指定若しくは許可を」と読み替えるものとする。

別表第二の見出し中「第四百十條の四十五―第四百十條の四十七」を「第四百十條の四十五、第四百十條の四十七」に改める。

様式第二号裏面中「医療機関の設置」の下に「若しくは第二十四條第一項の規定による設置」を加える。
様式第三号裏面中「医療機関の設置」の下に「若しくは第二十四條第一項の規定による設置」を加える。

様式第三号の二表面中「第七十八條の六第一項」を「第七十八條の七第一項」と、「第七十五條の六第一項、第七十五條の十五第一項又は第七十五條の二十四第一項」を「第七十五條の七第一項、第七十五條の十七第一項、第七十五條の二十第一項又は第七十五條の二十三第一項」に改める。

様式第三号の三裏面及び様式第三号の四表面中「第四十五條の三十四第一項」を「第四十五條の四十第一項」に、「第四十五條の三十六第一項」を「第四十五條の四十二第一項」に改める。

様式第五号表面中「第四十五條の三十四第一項」を「第四十五條の四十第一項」に、「第四十五條の三十六第一項」を「第四十五條の四十二第一項」に改める。

様式第五号の二裏面中「第四十五條の三十四第一項及び」を削る。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十一條 健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第一号中「都道府県」の下に「(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。))」に於ては、指定都市又は中核市。以下この条において同じ。」を加える。

第九條第三項中「第八條第二十一項」を「第八條第二十三項」に改める。

(厚生労働省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令の一部改正)

第二十二條 厚生労働省関係構造改革特別区域法第二條第三項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三十二号)の一部を次のように改正する。

第五條及び別表第二中「第八條第二十五項」を「第八條第二十七項」に改める。

(介護保険法施行規則の一部を改正する省令の一部改正)

第二十三條 介護保険法施行規則の一部を改正する省令(平成十八年厚生労働省令第六号)の一部を次のように改正する。

附則第三條中「第八條第二十項」を「第八條第二十一項」に改める。

(軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正)

第二十四條 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成二十年厚生労働省令第七号)の一部を次のように改正する。

第十四條第三項中「第八條第二十一項」を「第八條第二十三項」に、「同條第二十三項」を「同條第二十五項」に、「同條第二十一項」を「同條第二十三項」に、「同條第二十二項」を「同條第二十四項」に改める。

第二十條中「第二十條」を「第二十一條」に改める。

第二十三條中「第八條第二十一項」を「第八條第二十三項」に改める。

(厚生労働省組織規則の一部改正)

第二十五條 厚生労働省組織規則(平成十三年厚生労働省令第一号)の一部を次のように改正する。

第六十六條第二項第七号及び第七十條の五第九号中「第二十三條の二第一項」を「第二十三條の三第一項」に改める。

附則 (施行期日)

第一條 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

(介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二條 この省令の施行の際現に第一條の規定による改正前の介護保険法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第四号、様式第五号及び様式第五号の二により使用されている証明書については、当分の間、同条の規定による改正後の介護保険法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第四号、様式第五号及び様式第五号の二による証明書とみなす。

(老人福祉法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三條 この省令の施行の際現に第三條の規定による改正前の老人福祉法施行規則別記様式第一、別記様式第二の二及び別記様式第二の三により使用されている証明書については、当分の間、同条の規定による改正後の老人福祉法施行規則別記様式第一、別記様式第二の二及び別記様式第二の三による証明書とみなす。

(健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四條 この省令の施行の際現に第十九條の規定による改正前の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第五号及び様式第五号の二により使用されている証明書については、当分の間、第十九條の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三百十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行規則様式第一号、様式第二号、様式第三号の二、様式第三号の三、様式第三号の四、様式第五号及び様式第五号の二による証明書とみなす。